

浜松市で働く介護職員等が対象

# 奨学金の返済を 支援します！



## 浜松市地域福祉人材奨学金返済支援事業

浜松市内の介護・障害福祉サービス事業所など、福祉分野で働きながら奨学金を返済する常勤の介護職員等に対して、奨学金返済額の一部を支給します。

### 奨励金額

奨学金返済額の2分の1（上限24万円/年）※最長3年

### 対象となる奨学金

- ・交通遺児育英会奨学金 ・あしなが育英会奨学金
- ・社会福祉協議会の生活福祉資金及び教育支援資金（教育支援費・就学支度金）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・地方公共団体又は学校等奨学金
- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）

### 対象者（主な要件）

- ①浜松市内の介護・障害福祉サービス事業所等の常勤の介護職員等（対象となる事業所等、対象職種の例は裏面のとおり）
- ②申請日現在、雇用された日から3年を経過していないこと。
- ③同一の介護・障害福祉サービス事業所等に勤務し、申請する年度の末日まで継続して働く意思があること。
- ④本人が奨学金を返済していること。
- ⑤奨学金返済に係る他の補助（助成）を受けていないこと。

裏面の担当部署へ申請書・必要書類を提出してください。

詳しくは浜松市ホームページをご覧ください。 [🔍 浜松市 地域福祉人材奨学金](#) で検索

※対象となる事業所等

対象となる事業所等	提出・ 問い合わせ先
<p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護、訪問リハビリテーション、(介護予防) 訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 通所リハビリテーション、ミニデイ型通所サービス、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、居宅介護支援</p>	<p>〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 介護保険課総務給付グループ (☎053-457-2862)</p>
<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域相談支援、計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害児相談支援</p>	<p>〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 障害者政策課総務グループ (☎053-457-2034)</p>
<p>介護予防支援（包括支援センター）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p>	<p>〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 高齢者福祉課生きがい・長寿政策グループ (☎053-457-2789)</p>
<p>救護施設</p>	<p>〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 福祉総務課生活支援グループ (☎053-457-2032)</p>

※対象職種の例

<p>介護職員、介助員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員（主任含む）、生活相談員、サービス管理責任者、支援相談員、主任指導員、指導員、生活支援員 など</p>
---